

第1章 計画の基本的事項

1 はじめに

本市では、平成21年度（2009年度）から平成30年度（2018年度）までの計画期間を設定した「吹田市第2次環境基本計画^{☆1}（以下、「現行計画」という。）」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

これまで、環境に係る条例^{☆2}や計画の改正、新規計画の策定を行うなど、着実に取組を進めてきましたが、それと同時に現行計画の課題も明らかになりました。

一方、国においては、地球温暖化対策や生物多様性^{☆3}の保全、環境教育など、法整備が進められ、本市においてもその対応を進めていく必要があ

ります。また、平成23年（2011年）3月に起こった原子力発電所の事故に伴い、エネルギー需給のあり方が喫緊かつ重要な課題になっています。

こうした中、持続可能な低炭素社会^{☆4}の実現に向け、吹田市総合計画^{☆5}、関連する条例や個別計画などとの整合を図るとともに、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、現行計画の中間見直しを行い、「吹田市第2次環境基本計画改訂版（以下、「本計画」という。）」として策定するものです。

2 見直しの視点

（1）社会的動向を踏まえて

平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故の影響を受け、一時、国内すべての原発が停止するなど、夏季及び冬季の電力不足が深刻な状況となっています。そのような中、エネルギー需給のあり方に対する国民や事業者の意識が大きく変化し、節エネルギーや省エネルギー、とりわけ節電に関する取組が積極的に行われています。

国においては、豊かな生物多様性を保全することを目的として、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」が平成23年（2011年）10月に施行されました。また、持続可能な社会

づくりに向けて、様々な主体の自発的な活動を支援し、その基盤となる環境教育等の推進に取り組むことを目的に、平成24年（2012年）10月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が完全施行されました。

平成24年（2012年）に策定された国の第4次環境基本計画では、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけられました。

こうした社会動向を踏まえ、基礎自治体としての本市の役割を目標や施策の柱として明確にしています。

☆1 吹田市第2次環境基本計画：吹田市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、理念や目標、施策の大綱を基本的計画として策定したものの。

☆2 条例：吹田市環境基本条例のこと。現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的に平成9年（1997年）に施行された。

☆3 生物多様性：「種の多様性」、「種内（遺伝子）の多様性」、「生態系の多様性」の3つの多様性があり、まとめて「生物多様性」という。「種の多様性」は、多くの種類の生物が生息していることである。「種内（遺伝子）の多様性」は、同じ種の中でも、生息地域によって形態や行動の特徴が少しずつ異なるなど遺伝子レベルの違いがあり、その違いを維持することである。「生態系の多様性」は、気候や地形、地質などによって特徴付けられる生態系の多様性を維持することである。

☆4 低炭素社会：現状の産業構造やライフスタイルを変えることにより、化石燃料化に依存する社会構造を変革し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を低く抑えた社会のこと。

(2) 現行計画推進の経過を踏まえて

平成21年(2009年)3月に策定した現行計画において、「進行管理システム」「数値目標」「目標達成年度」「担当部署」を明確にし、進捗状況を把握・評価しつつ、効果的に施策の推進を図ってきました。その結果、本市の環境は、良好な状況で維持しているものや改善の方向を示しているものがあるものの、引き続き取り組むべき課題も残されています。

また、自然や都市環境の分野においては、個別計画の策定や見直しにより、新たな施策や指標、進行管理システムが掲げられています。

本計画においては、これまでの取組の成果と課題を明らかにし、成果を引き継ぐとともに、他分野の個別計画との整合をはかりながら、今後の新たな課題に対応するものとしています。

(3) 新たな指標設定と進行管理

本計画の進行管理では、引き続き、指標を活用して事業を数値で評価することにより、効果的な進行管理を行うこととします。指標は、次の考え方に基づき、より適切なものに見直しています。

- ◇環境の状況や施策の進捗状況を的確に評価できること
- ◇市民や事業者に分かりやすいこと
- ◇大きな負担なく把握できること

とりわけ、「限りあるエネルギーを大切に使う低炭素社会への転換」では、市民や事業者の取組の成果が端的に表れるように「エネルギー消費量」を主たる指標とします。

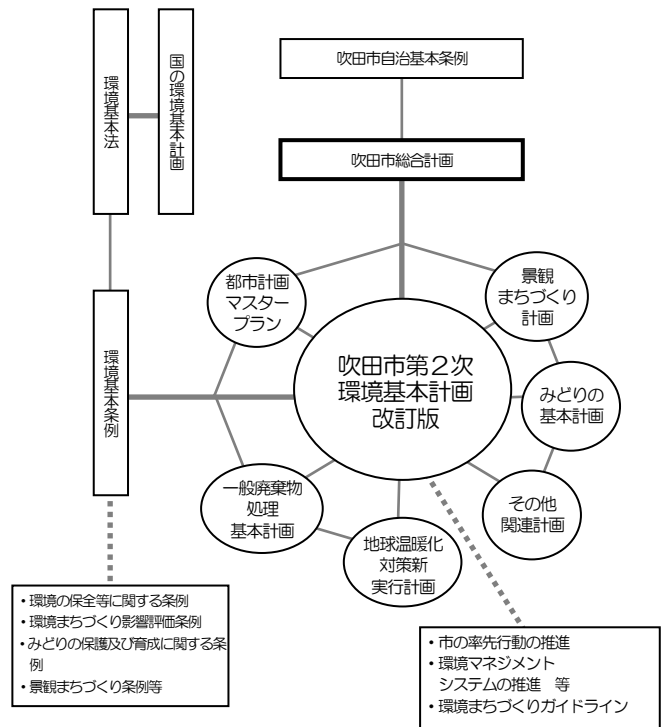
3 計画の位置づけ

本計画は、環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策について、総合的・計画的に推進する役割を担うものとして、目標・施策の大綱などを定めるものです。

また、本市総合計画を環境面から補完・具体化する役割を担うものとして、施策等を詳細かつ具体的に示すものであるとともに、進行管理において明らかとなった課題や推進の方向性については、本市総合計画の更新時等に整合を図るものとします。また、本市の他の計画やあらゆる部局で実施する施策等については、環境分野において本計画との整合を図るものとします。(図1-1)

なお、本計画のエネルギー分野では、「吹田市地球温暖化対策新実行計画^{☆6}」で掲げる基本理念及び基本原則を継承しています。

図1-1 本計画の位置づけ



☆5 吹田市総合計画:市民生活に関わるあらゆる分野における個別計画や事業を横断的にとらえた本市の最上位の計画。目標年次は平成32年度(2020年度)。

☆6 吹田市地球温暖化対策新実行計画:吹田市では、「市域及び市民1人あたりの温室効果ガス排出量を、平成32年度(2020年度)までに平成2年度(1990年度)比25%以上削減する」という中期目標を掲げており、この目標の達成に向け、具体的なアクションプランとして、平成23年(2011年)3月に定めた計画。

4 計画の対象地域

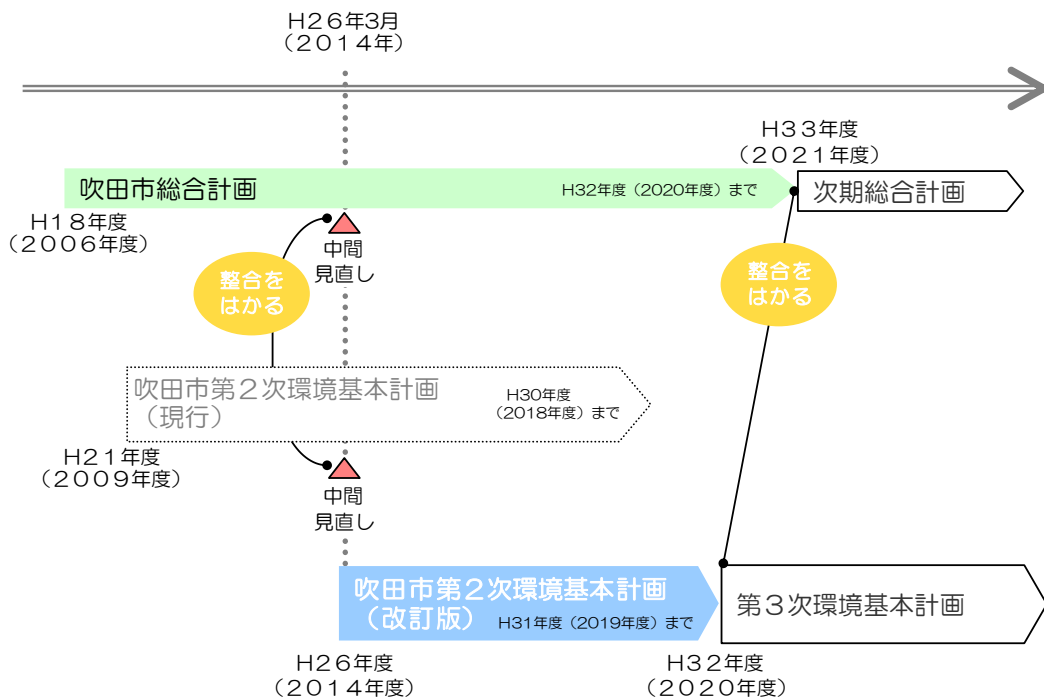
本計画の対象とする地域は、吹田市全域とします。

5 計画の期間

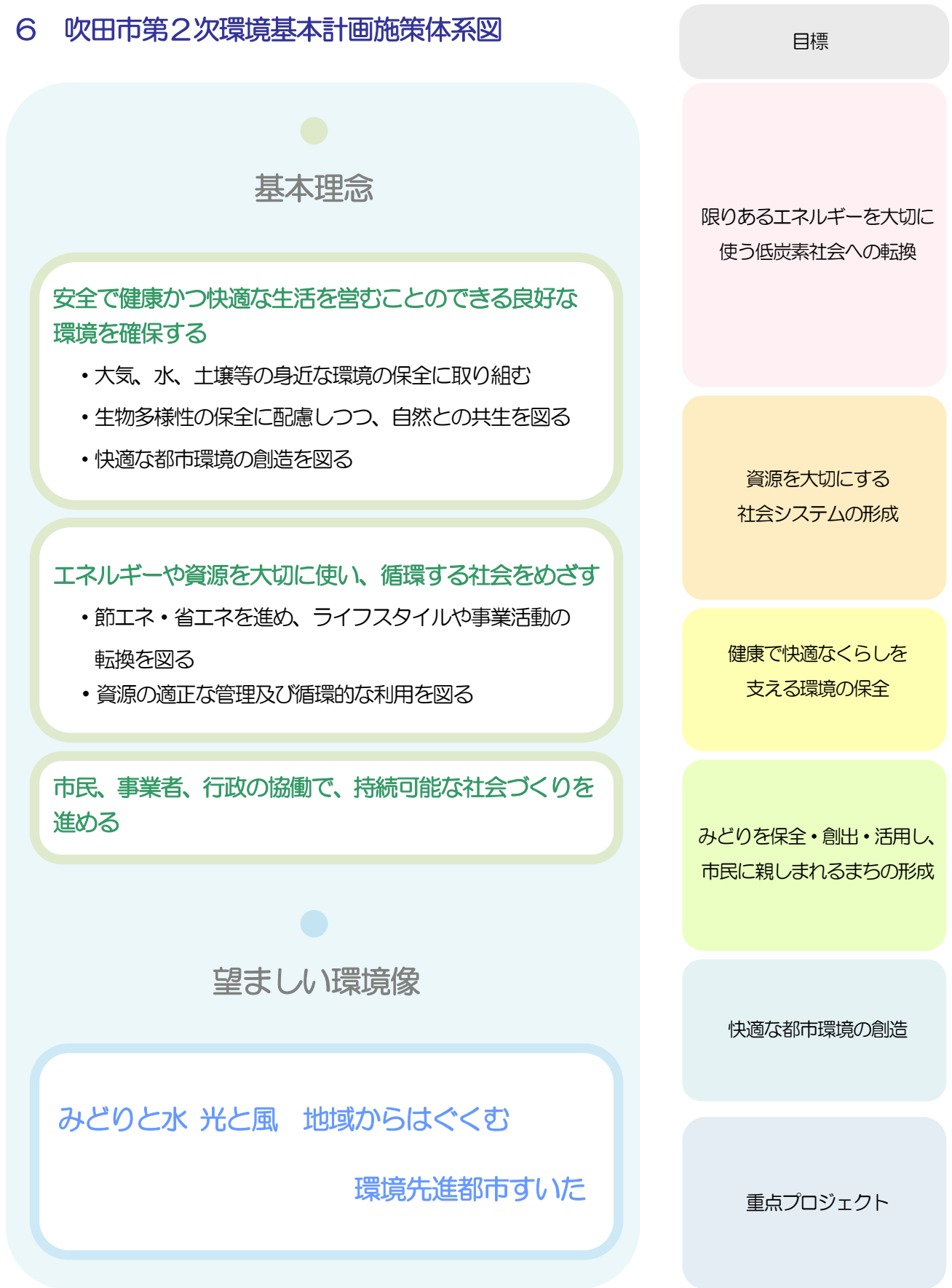
本計画は、平成21年度（2009年度）から平成30年度（2018年度）までを計画期間とする現行計画を見直し、「第2次環境基本計画（改訂版）」として、平成26年度（2014年度）から平成31年度（2019年度）までの計画とするものです。

なお、次回の計画見直しの内容については、平成32年度（2020年度）までを計画期間とする本市総合計画の更新時に整合を図るものとします。（図1-2）

図1-2 本計画の期間



6 吹田市第2次環境基本計画施策体系図



| 代表指標・目標値 | 指標 | 施策の柱 |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 市域の年間エネルギー消費量 平成32年度(2020年度)までに 15.9PJ(ペタジュール)*7 市域の家庭部門における年間エネルギー消費量(市民1人当たり) 平成32年度(2020年度)までに 8.6GJ(ギガジュール)*7 市域の業務部門における年間エネルギー消費量(従業員1人当たり) 平成32年度(2020年度)までに 30.2GJ(ギガジュール)*7 | <ul style="list-style-type: none"> 市域の年間温室効果ガス排出量 公共施設における再生可能エネルギー*8導入件数 吹田市役所の事務事業に伴う年間温室効果ガス排出量 市域における太陽光発電システム導入件数累計及び年間受給電力量(売電機器のみ) | <ul style="list-style-type: none"> ライフスタイルや事業活動の転換促進 省エネルギー機器等の導入促進 再生可能エネルギーの導入拡大 |
| <ul style="list-style-type: none"> 市民1人当たりごみ排出量(1日) 平成32年度(2020年度)までに 786g リサイクル率 平成32年度(2020年度)までに 24.2% | <ul style="list-style-type: none"> ごみの年間焼却処理量 ごみの年間排出量(家庭系ごみ) ごみの年間排出量(事業系ごみ) マイバック持参率 | <ul style="list-style-type: none"> 発生抑制を優先する社会への転換 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進 持続可能な低炭素社会実現に寄与する収集体制や処理システムの構築 水資源の有効利用と健全な水循環の推進 |
| <ul style="list-style-type: none"> 環境目標達成率(大気、騒音、水質) 平成32年度(2020年度)までに 100% (二酸化窒素、一般環境騒音、河川BOD) | <ul style="list-style-type: none"> 下水処理水の高度処理普及率 環境美化推進重点地区 熱帯夜日数(5年移動平均値) 雨水浸透箇所数累計 透水性舗装面積累計 | <ul style="list-style-type: none"> 環境汚染防止対策の推進 環境美化の推進 ヒートアイランド対策の推進 日照障害・電波障害対策 |
| <ul style="list-style-type: none"> 吹田市域の緑被率 平成37年度(2025年度)までに 30% 木々や草花などの緑が多いのでまことに愛着や誇りを感じる市民の割合 平成32年度(2020年度)までに 62% | <ul style="list-style-type: none"> 市域面積に対する緑地面積の割合 市民1人当たりに対する都市公園面積 緑あふれる未来サポーター制度(公園)登録団体数 公園・緑地の利用しやすさ満足度 緑化路線延長累計 | <ul style="list-style-type: none"> みどりを継承する みどりを生み出す みどりを活かす 市民参加・協働により、みどりのまちづくりを進める |
| <ul style="list-style-type: none"> まちなみが美しいと感じる市民の割合 平成32年度(2020年度)までに 70% | <ul style="list-style-type: none"> 住み続けたいと思う市民の割合 鉄道・バスなどの公共交通網の便利さ満足度 コミュニティバス1便当たりの乗車人数 移動経路のバリアフリー化率 | <ul style="list-style-type: none"> 景観まちづくりの推進 自動車に過度に依存しない交通環境整備 環境に配慮した開発事業の誘導 |
| <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進 ヒートアイランド対策の推進 環境パートナーシップ(連携・協働)の推進 学校での環境教育(エコスクール)の推進 地域における環境教育の推進 | | |

☆7 J(ジュール):エネルギー(熱)量を表す単位。1気圧において1gの水の温度を1℃上げるのに必要なエネルギー(熱)量は約4.2Jに相当。G(キカ)は10の9乗でP(ペタ)は10の15乗。

☆8 再生可能エネルギー:新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法において、「新エネルギー利用等」として規定された、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、温度差熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、バイオマス燃料製造、大規模水力発電と海洋エネルギーを加えたもの。